

教育基本法改正に関する国会審議における主な答弁

■ 総論

- 教育基本法を改正する理由は何か。…………… 1
- 教育基本法を改正し、どのような人間の育成を目指すのか。…… 3
- いじめ、未履修の問題や規範意識の欠如など、現在の社会や教育の課題は教育基本法の改正により解決できるのか。…………… 5
- 法案は、能力主義、競争主義をあおるものではないか。…………… 7
- 教育基本法と憲法の関係はどう考えるか。…………… 9
- 国民的議論が不十分であり、時間をかけて検討すべきでないか。 10
- 全部改正とした理由如何。…………… 12

■ 前文

- 前文を置く理由如何。…………… 13
- 前文の構成及び趣旨如何。…………… 14
- 「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」とは何か。.. 16

■ 教育の目的・目標（第1条、第2条）

（第1条、第2条総論）

- 第1条と第2条の関係如何。…………… 17
- 「人格の完成」とはどういう意味か。…………… 19
- 教育の目標を法律に規定するのは不適切でないか。…………… 20
- 第2条の教育の目標はすべての教育に及ぶのか。…………… 21
- 「学問の自由」の尊重を規定した趣旨如何。…………… 22
- 「学問の自由」と学習指導要領の関係如何。…………… 23
- 教育における個（「個人の尊厳」）と公（「公共の精神」）の関係をどう考えるか。…………… 24

（第2条第1号）

- 「豊かな情操と道徳心を培う」を規定した趣旨如何。…………… 25

(第2条第2号)

- 「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度」を規定した趣旨如何。 27

(第2条第3号)

- 男女共学を削除した理由如何。 28
- 中教審答申の「男女共同参画社会への寄与」は、法案に反映されているのか。法案で男女共同参画は推進されるのか。 29
- 「公共の精神」とは何か。 30

(第2条第4号)

- 「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度」を規定した趣旨如何。 31

(第2条第5号)

- 第2条第5号の趣旨如何。 32
- 戦前のように国を愛する心を強制するのではないか。 34
- 「我が国」には統治機構を含むのか。 35
- 「態度」とした理由は何か。「心」とすべきでないか。 36
- 「我が国を愛する」態度とは何か。どのように指導するのか。 .. 37
- 「我が国を愛する」態度をどう評価するか。内心の自由を侵害するのでないか。 38
- 国を愛する心情を通知表で評価するのは不適當でないか。 39
- 「他国を尊重」の趣旨如何。 40

■ 生涯学習の理念 (第3条)

- 生涯学習に関する規定を新たに設ける趣旨如何。 41
- 生涯学習と社会教育の関係如何。 42

■ 教育の機会均等 (第4条)

- 第4条の趣旨如何。 43
- 「学ぶ権利」を規定すべきでないか。 44
- 日本国民だけでなく、外国人にも「学ぶ権利」を保障すべきでないか。 46
- 障害のある者に対する教育上の支援が規定されることとインクル

ージョン教育との関係如何。 47

■ 義務教育（第5条）

- 義務教育年限の「9年」を規定しなかった理由如何。 49
- 義務教育の年限を延長する可能性はあるか。 50

■ 学校教育（第6条）

- 第6条に学校の役割を規定した趣旨如何。 51
- 「必要な規律」とは何か。 52
- 専修学校は法律にどのように位置づけられているのか。 53

■ 大学（第7条）

- 大学に関する規定を新設した趣旨如何。 54
- 高等教育の無償化を導入すべきではないか。 55

■ 私立学校（第8条）

- 私立学校に関する規定を新設した趣旨如何。 57

■ 教員（第9条）

- 「全体の奉仕者」を削除した理由如何。 58
- 「絶えず研究と修養に励み」と新たに規定した理由如何。 59

■ 家庭教育（第10条）

- 家庭教育に関する規定を新設した趣旨如何。家庭教育に国が介入することにならないか。 60

■ 幼児期の教育（第11条）

- 幼児期の教育に関する規定を新設した趣旨如何。 62
- 幼児期の教育の無償化を導入すべきではないか。 63

■ 社会教育（第12条）

- 「社会教育」とは何か。 64

- **学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）**
 - 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する規定を新設した趣旨如何。 65

- **政治教育（第14条）**
 - 「政治教育」の規定の趣旨如何。 66

- **宗教教育（第15条）**
 - 「宗教に関する一般的教養」とは何か。 67
 - 「宗教的情操（感性）」を規定すべきでないか。 68
 - 「宗教的情操」の必要性についてのこれまでの政府答弁との関係如何。 70
 - 「宗教に関する一般的教養」を規定するだけでは、中教審答申から後退しているのではないか。 71
 - 公立学校において行うことのできる宗教教育の範囲如何。 72

- **教育行政（第16条）**
 - 「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と規定した趣旨如何。「不当な支配」を残した理由如何。「国民全体に責任を負って」を削除した理由如何。 76
 - 「不当な支配」の主体は何か。国や知事も不当な支配の主体となりうるのか。 78
 - 第10条（改正前）は、教育に対する国家の関与が抑制的であるべきことを求めているのではないか。また、改正後、抑制的であるべきことを示す規定があるか。 79
 - 教育行政における国の責任が不明確でないか。義務教育についての最終的責任は国にあるのか。 80
 - 地方教育行政の在り方を見直すべきではないか。 82

- **教育振興基本計画（第17条）**
 - 教育振興基本計画の内容及びスケジュール如何。 83

■ 総論

○ 教育基本法を改正する理由は何か。

○**小泉内閣総理大臣**：教育基本法案を提出した理由ではありますが、戦後、教育基本法の理念のもとで構築された教育諸制度は、国民の教育水準を向上させ、我が国の社会発展の原動力となってきたと思います。

しかし、科学技術の進歩や少子高齢化など、教育をめぐる状況が大きく変化する中で、道徳心や自律心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与などについて、今後、教育において、より一層重視することが求められてきております。

このため、教育基本法を改正し、新しい時代の教育理念を明確にすることで、国民の共通理解を図りつつ、国民全体による教育改革を着実に進め、我が国の未来を切り開く教育の実現を目指すものであります。

(平成18年5月16日 衆・本会議 下村博文氏(自民))

○**伊吹文部科学大臣**：現行の教育基本法が改正になりましてから、これはもうだれが見てもわかることですが、大きく状況が変わってきております。まず、冷戦構造は崩壊をいたしましたし、日本社会は、抽象的な言葉になりますが、経済成長を達成した中で、豊穡の中の精神の貧困という状態であろうと思います。それを反映して社会的にもいろいろな残念な事柄が起こっておりますし、学校現場でも、現在、未履修あるいはいじめというような残念な現象が起こっております。

これらを総括して、日本がこれだけ大きな国際社会の中の存在にもなっているわけですから、まず、現行教育基本法は、これは私は大変立派な法律だと思います。これは、世界どこへ持っていっても立派な法律として通ると思います。しかし、日本にはやはり日本の祖先が営々として築き上げた法に書かれざる暗黙の申し合わせというか伝

統というか社会規範というか、こういうものがございますから、まず、これをはっきりと再認識する教育を取り戻さないと、現在の豊穰の中の精神の貧困という状態からなかなか抜けられない。同時にまた、大学教育の必要性、今後の経済成長その他のことを考えると、これもまた大切だ、あるいはまた私学の役割が非常に大きくなってきている、同時にまた家庭での教育というもの、あるいはしつけと言った方がいいかも知れませんが、これもやはり教育の大きな要素である。

こういうことが現行の教育基本法に抜けておりますので、教育の包括法としての理念法をこの時点で変えさせていただいて、むしろもっと早く私はやるべきであったのではないかと思います。この時点で変えさせていただいて、そしてその理念のもとで教育に関する三十数本の法律を総点検して、新しい日本人像をつくり上げて未来に備えていきたい、これが私の思いでございます。

(平成18年11月14日 衆・教育特委 松原仁氏 (民主))

○ **教育基本法を改正し、どのような人間の育成を目指すのか。**

○**小坂文部科学大臣**：グローバル化の進展とか情報化の進展、また科学技術が大きく進歩をしてきた、こういった社会的な変化というものもあるわけでございます。

こういった変化に対応するために教育を行うためには、この基本法を改正し、我が国の未来を切り開く教育が目指すべき目的と理念を明らかにする、そのように考えまして、知徳体の調和がとれ、そして生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間をつくる教育、また、公共の精神をたっとび、国家、社会の形成に主体的に参画する日本人の育成、また、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人など、二十一世紀を切り開く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指して教育改革を進めていく、このように考えているわけでございます。

(平成18年5月26日 衆・教育特委 糸川正晃氏 (国民))

○**伊吹文部科学大臣**：我々が提出しております法案の第二条に教育の目標ということを明記しております。ここに書いてあるような資質を備えた日本国民をつくっていく、これが教育の基本だ、目指すところだと思いますが、具体的に言えば、やはり、体が丈夫で、そして知恵があって、そして徳があるという人間をつくる。そして、人はそれぞれやはり得手不得手がございますから、その特性が伸び伸びと伸ばされるような環境を整備していく。国際社会になっておりますので、日本人としてのアイデンティティー、つまり我が国国民が、民族が大切にしてきた伝統、文化、こういうものをしっかりと身につけて、同時に国際感覚のある日本人、こういう日本人を目指すために今回法案の改正をお願いしている。

現行法も、先生の御評価のように、大変立派な法案でございます。

しかし、これは率直に言ってどの国へ持っていっても通用する法案でありまして、日本にはやはり日本の固有文化、伝統、社会規範みたいなものがありますし、これだけ大きな国際的な国になっておりますから、国際社会に出ていった場合にどういう対処ができるかとか、そういうことも含めて法案の改正をお願いしたいと思っている次第です。

(平成18年11月6日 衆・教育特委 井脇ノブ子氏 (自民))

○ いじめ、未履修の問題や規範意識の欠如など、現在の社会や教育の課題は教育基本法の改正により解決できるのか。

○伊吹文部科学大臣：現場であらわれているいろいろな事象、その中には残念なものも非常に多いわけですが、＜中略＞教育基本法を変えなければ出来ないかと言われれば、私は必ずしもそれはそうではないと思います。今のままでもすべての教育に携わる者が規範意識を持ってしっかりと行動すればいいわけですが、なかなか、しかし先生、現実にはそれはそうはまいません。

やはり先ほど来官房長官も申しましたように、総理も私も、現在の教育基本法を改正することによって、この基本的な法制を変えて、例えば、従来ない家庭教育の問題とか社会教育の問題とか、あるいは日本の伝統的な規範意識をもう少し覚醒していくとか、こういうことを基本法に書いて、そしてこれを国会でお認めいただいた上で、その国会の意思に従って、これに付随する、先ほど保利先生から御質問があったように三十何本もの関係法律があるわけですね。これをやはり統一的な基本法の認識のもとに変えていく。これが変えられれば、それに従って政令を公布し、大臣告示を出し、予算で肉付けしていく、こういうことのでございますので、やはり教育基本法を変えていただかないと統一的に同じ考えでなかなか進めにくいというのが認識でございます。

(平成18年11月1日 衆・教育特委 福田昭夫氏 (民主))

○安倍内閣総理大臣：教育基本法の改正案であります。教育基本法は理念であり、原則でありますから、直ちに未履修の問題、いじめの問題といった種々の学校で起こっている問題に対処をするためのものではないわけであり。この法案を通す、改正案を通し、そして、様々な施策を通じて、そうした問題に対応していかなくてはならないと考えておりますが、しかし、例えばいじめの問題であります。政府の

改正案におきましては、自らを律することの重要性について書いてあります。これはやはり誰かをいじめたいというよこしまな気持ちをおさえなければいけない、あるいは道徳心についても教えていくということについて書いてあります。そしてまた、あるいは、豊かな情操を養っていくということについても書いてあります。そしてまた、やはり家庭がお父さんお母さん、あるいは保護者が教育においては一義的な責任を負っていると、そして子供たちに対して調和のとれた成熟を目指して、これはその責任を果たしていくべきであるという趣旨のことが書いてありますし、また、さらには、この家庭に対して、家庭がこうした教育力を養っていくために、国や地方自治体が支援をしていくということも書いてあります。また、さきほど私が申し上げましたいじめ等への対応については、やはり教育委員会や学校やあるいはまた地域が一体となって対処していくことが大切であります。そのことの必要性についても政府案には書きこんでおります。現在核家族化が進んでいる中であって、また地域コミュニティーが、その関係、絆が希薄になる中で、大切な要素については改正案の中には書き込んであると、このように思いますので、速やかなる成立のほどよろしくお願いを申し上げます。

(平成18年11月8日 国家基本政策両院合同審査会 小沢一郎氏
(民主))

○ 法案は、能力主義、競争主義をあおるものではないか。

○田中生涯学習政策局長：法案の能力についての御質問でございますが、ここに言う能力とは、それぞれの個人、教育を受ける者それぞれが備えるあらゆる能力を総称するものでございます。

まず、第二条第二号の、個人の価値を尊重して能力を伸ばしとございますが、これは、教育によりまして個人のあらゆる能力を伸ばすに当たりまして、それぞれの個性や独自性に着目して行われるべき旨を定めているものでございます。まさにそれぞれの個人が持っている能力をできる限り、そしてまた調和的に伸ばしていこうということでございます。

また、第四条一項は、憲法の規定を受けまして、すべての国民がその能力に応じた教育を受ける機会を与えられるべきことを定めておるわけでございますが、これはすべての国民に教育を受ける者の能力に応じた適切な教育を受ける機会を与えるという趣旨でございます。

第四条三項では、教育を受けるだけの能力があるにもかかわらず、経済的理由で修学が困難な者に対しまして、奨学の措置を講ずる義務を国や地方公共団体に課しているところでございますが、この場合の能力も、特に優秀で高い能力を指すことではございませんで、それぞれがそれぞれの学校において教育を受けるに必要な能力を有しているということを指しておるところでございます。

さらに、第五条第二項の各個人の有する能力を伸ばしつつ、この能力につきましても、教育を受ける者が持つあらゆる能力を発展させることを義務教育の目的として明示しておるものでございまして、いずれの条文の能力もいわゆる能力主義や競争主義の教育を目指すという趣旨ではございません。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏(公明))

○**伊吹文部科学大臣**：例えば二条に、個人の価値を尊重して、その個人の能力を伸ばし、そして各個人の有する能力を伸ばしと五条の「義務教育」のところに書かれていますが、これはもう教育を受ける一人一人の人たちの個性や独自性に注目して、その人の持っているポテンシャルティーというんでしょうか、潜在能力を引き出してあげると、正に教育というのは引き出すというラテン語からきているということですから、素直にひとつ、先生、御解釈をいただければと思います。

(平成18年12月5日 参・教育特委 近藤正道氏(社民))

○ **教育基本法と憲法の関係はどう考えるか。**

○**安倍内閣総理大臣**：現行の憲法と現行の教育基本法の関係においていえば、憲法の理念を教育の場において、教育において具体化することが教育基本法の中にも書かれているわけございまして、密接にかかわりのある、関係がある、こう言ってもいい、このように思います。

また、政府提出のこの教育基本法の改正案におきましても、前文において、日本国憲法の精神にのっとり、この法律を制定する、このように書いているわけではありますが、しかし他方、憲法を先に改正しなければならないということでは必ずしもない、このように思います。憲法と密接にかかわりのある法律は他にもあるわけございまして、これらのすべての法律の改正が憲法改正の時期との関連で制約を受けるわけではないということは当然のことであろう、こう考えております。

(平成18年10月30日 衆・教育特委 鳩山由紀夫氏 (民主))

○ **国民的議論が不十分であり、時間をかけて検討すべきでないか。**

○**小坂文部科学大臣**：委員が今御指摘なさいました、政党を交えないでということにおきましては、私どもは中央教育審議会というものを経て、幅広い議論をしていただく中でこういった教育の問題について取り組んできておりますし、この教育基本法のスタートとなりました教育改革国民会議といったものの提言もあるわけでございますし、また、マスコミの皆さんもいろいろな角度から検討を重ねていただいている。今日はテレビ中継等もありまして、総括質疑はテレビで中継をされ、国民の皆さんにも、野党の皆さん方が御質問されることについても明らかにされているわけでございます。

また、この審議経過が議事録として残って、教育改革国民会議、中教審の答申あるいは与党の最終報告、そしてこの審議経過、こういったものを積み上げていきますと相当大部の資料ができ上がることと思うわけございまして、この委員会における充実した審議によりまして、国民の皆さんの理解が得られるよう、私も誠心誠意答弁させていただきますので、何とぞ御理解を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

(平成18年6月2日 衆・教育特委 大島章宏氏 (民主))

○**伊吹文部科学大臣**：やはり民意の集約というのは基本的には選挙なんですね。であるからこそ、ここにいる我々一人一人が国権の最高機関と言われるものの中に議席を占めておるわけです。

ただ、この選挙が行われた後からかなり期間が、時間が置かれて民意も変わっているかも分からない、あるいは、その選挙のときには大衆的熱情で投票が入ったけれども、落ち着いて考えてみたらこうだというようなことはいろいろございましょう、それはね。

であるからこそ、間接民主主義の欠点を補う手法として、例えばタ

ウンミーティングもありましょうし、世論調査をどういうふうに見ていくかということもありましょうし、あるいはまた、主要新聞の論説その他において、これは社会の木鐸と言われるマスコミの意見を読んでもみることもありましょうし、そういうものをすべて総合して国会議員一人一人が自分の責任において託された民意を決定するというのが国会ということだと思えます。

(平成18年12月5日 参・教育特委 藤本祐司氏 (民主))

○ **全部改正とした理由如何。**

○**小坂文部科学大臣**：法律について改正を行う場合には、その改正部分が広範囲にわたったり、かつ規定の追加、削除、移動等が大幅に行われる場合には一部改正によらずに全部改正によるということが多いわけでごさいます。教育基本法については、二十二年の制定以来一度も改正が行われておらないことから、今回の改正においては、前文を初めとして改正部分が広範囲にわたりました。規定の追加が大幅に行われることから、全部改正とさせていただいたところでごさいます。

(平成18年5月24日 衆・教育特委 松本剛明氏 (民主))

○**小坂文部科学大臣**：法令の内容を全面的に改める場合、全部改正でなくて現行法を廃止して、そして新たに新法を制定するという方法もあるわけではごさいますけれども、制度そのものの基本は維持するということをする場合には全部改正の方式をとる、そして、改正前と改正後の継続性を強調する必要がないときや継続性が比較的薄いときには廃止、新法制定の方式をとることが多いわけでごさいます。今回の基本法案は、現行基本法に掲げられる普遍的な理念を今後とも規定していくことから、全部改正という方式をとらせていただきました。

(平成18年6月2日 衆・教育特委 大畠章宏氏 (民主))

○**伊吹文部科学大臣**：新法という形を取らずに全面改正という立法形式を取ったのは、やはり普遍的な理念、例えば個人の尊厳とか人格の完成とか、平和的な国家や社会の形成を行うとか、こういうことはそのまま理念として引き継ぎながら、時代の変遷とともに付け加えるものを付け加え、抑制すべきものを記述したと、こういう構成になっているわけです。

(平成18年11月28日 参・教育特委 広中和歌子氏 (民主))

■ 前文

○ 前文を置く理由如何。

○**小坂文部科学大臣**：法律には前文を置くものと、法律といたしましても基本法です、基本法には前文を置くものと置かないものがございます。今ございます基本法二十七本のうちの九本が前文を置いているわけがございます。

前文というのは、法律の趣旨だとかあるいは目的または基本的立場を述べる文章でありまして、法律の制定の理念、理想を明らかにする必要があるとき置かれることが多い、このように認識をいたしております。

その上で、現行教育基本法では、日本国憲法に基づく新しい教育理念を明らかにするとともに、その後続く教育関係諸法令の制定の根拠となる教育の基本を確立する重要な法律である、このように現行法でも言っているわけございまして、その趣旨を明らかにするために特に前文を設けられた、このように私は理解をいたしております。

このような教育基本法の教育法全体の体系における位置づけは、今後とも私どもは維持していく必要がある、その重要性は変わらない、このように考えて、今回の改正案におきましても、教育の基本を確立し、その振興を図る観点から、新しい教育基本法の趣旨を明確にするために前文というものを設けさせていただいて、皆さんに訴えるところでございます。

(平成18年5月26日 衆・教育特委 糸川正晃氏 (国民))

○ 前文の構成及び趣旨如何。

○**小坂文部科学大臣**：法案の前文の構成でございますが、まず第一文におきまして、日本国民が願う理想として、民主的で文化的な国家の発展と、世界の平和と人類の福祉の向上、これらに対する貢献を掲げまして、第二文におきましては、その理想を実現するために推進すべき教育のあるべき姿をうたっております。最後の第三文におきまして、そのような未来を切り開く教育の基本の確立と振興という、この法律の制定趣旨を宣言しているところでございます。

具体的に申し上げますと、個人の尊厳を重んじるとは、すべての個人が他をもってかえることのできない人間として有する人格を不可侵なものとして尊重することでありまして、憲法の基本的人権の尊重と同じ趣旨に立つものでございます。

また、公共の精神とは、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動するという精神を言うわけでございます。これまで日本人は、国や社会はだれかがつくってくれるものとの意識が強かったわけですが、これからは、社会全体のために行動するという公共の精神をたつとぶ人間を教育によってはぐくむ必要がある旨を前文に掲げたものと理解をいたしております。

また、前文では、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進すべき旨を掲げております。伝統の継承とは、我が国の長い歴史を通じて培われ、受け継がれてきた風俗、習慣、芸術などを大切にし、それらを次代に引き継いでいくということでありまして。また、新しい文化の創造とは、これまでに培われた伝統や文化を踏まえ、さらに発展させ、時には他の文化も取り入れながら新しい文化を創造することを言っております。

日本国憲法の精神とは、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、いわゆる基本原則でございますが、今回の法案においても、「個人の尊

厳を重んじ、」これは前文において規定をされ、また、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を第一条に掲げるなど、憲法の精神を具体化する規定を設けているところでございます。

このため、今回の改正後も、教育基本法が日本国憲法と密接に関連しているという性格は変わらないものであることから、引き続き「日本国憲法の精神にのっとり、」と規定したものであることを御理解いただきたいと存じます。

(平成18年6月5日 衆・教育特委 太田昭宏氏 (公明))

○ 「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」とは何か。

○田中生涯学習政策局長：「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す」という規定についてのお尋ねでございますが、伝統の継承、この伝統というものは、先ほど大臣の方からお答えされましたけれども、我が国の長い歴史を通じて培われ、受け継がれてきた風俗、習慣、芸術といったようなことでございまして、例で挙げますと、季節の行事でございましてか伝統芸能、あるいは伝統産業、伝承遊びといったようなことが考えられるんだろうと思いますけれども、そういう伝統を次代に引き継いでいこうという趣旨でございます。

また、新しい文化の創造とは、これまでに培われた伝統や文化を踏まえ、さらに発展させ、時には他の文化も取り入れながら新しい文化を創造するという意味で規定をさせていただいておるところでございます。

また、伝統の継承と書いておりますけれども、これは、伝統そして文化を継承するという意味で、代表して伝統の継承と書かせていただいております。

(平成18年6月5日 衆・教育特委 太田昭宏氏(公明))

■ 教育の目的・目標（第1条、第2条）
（第1条、第2条総論）

○ 第1条と第2条の関係如何。

○田中生涯学習政策局長：現行の教育基本法におきましては、第一条で教育の目的を、そして、第二条では教育の方針ということで取りまとめておるところでございますが、今回、その教育の目的を達するために必要な事柄、重要な事柄ということで新たに盛り込む理念がかなりございました。したがって、第一条におきましては、教育の目指します根本の目的、これを第一条に教育の目的として書かせていただいております。そして、この目的を達成するために重要な事柄、これを、第二条の教育の目標ということでまとめさせていただいております。

したがって、第一条におきましては、教育の目的の根本的なもの、すなわち、「人格の完成を目指し、」と同時に、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」ということで、目的を規定いたしております。

第二条には教育の目標ということでございまして、教育の目標につきましては幾つかの事柄を掲げさせていただいておりますけれども、第一号におきましては、まさに知育、徳育、体育ということで、教育全体につながる内容を書かせていただいておりますし、第二号では、個々人に係る事柄を第二号でまとめておるところでございますし、第三号では、社会との関係、他人との関係ということで必要な事柄をまとめておるところでございます。また第四号では、自然との関係ということでまとめておるところでございますし、第五号では、日本人また国際社会との関係で必要な事柄をまたまとめておるところでございます。

また、中央教育審議会から、新たにこの教育の目標として盛り込むべき事項が提起されておるわけでございますけれども、これに関しましては、それを踏まえまして、この教育基本法の改正案の中にきちんと盛り込んでいると考えておるところでございます。

(平成18年6月5日 衆・教育特委 太田昭宏氏 (公明))

○**伊吹文部科学大臣**：一条は、何を目指してどういう人間を育てるかということを記しております。そして二条は、この目的を達成するための今日的に重要と考えられる具体的な事柄を記したということです。

(平成18年11月28日 参・教育特委 浅尾慶一郎氏 (民主))

○ 「人格の完成」とはどういう意味か。

○**小坂文部科学大臣**：政府案第一条で言うております人格の完成は、現行法においても教育の目的とされておるわけでございますが、各個人の備えるあらゆる能力を可能な限り、かつ調和的に発展させることを意味するものである、このようにされております。このような人格の完成は、教育の目的として普遍的なものであることから、今回の法案においても引き続き規定することとしたものでございます。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 中井洽氏 (民主))

○ **教育の目標を法律に規定するのは不適切でないか。**

○**小坂文部科学大臣**：教育の目標を法律で規定することによって、その教育の目標を人の内心にまで立ち入って強制しようとするものではありませんから、憲法の定める内心の自由に抵触するものではないと考えておりますし、それらの事柄をわかりやすくこの法律の中に明記することは、決してそれ自体が憲法に違反するわけではないわけでございますし、私は、抑制的かどうかという点においては、すべての事柄、法律を拡張的に解釈するというのはこれは行き過ぎであろうと思いますが、基本的には、その法律の範囲内にとどまるような意味でいえば、時のそれぞれの権力というものがそれぞれの時代の変遷の中でありますから、そういう意味では、ある程度抑制的に行われるということは私も考えておりますけれども、しかし、あくまでも法律で規定し、国民の代表たる国会議員の審議を経て決められたことというものを教育の目標として掲げ、それを教育の現場に浸透させること自体、それが違憲的なものであろうとか、あるいはなしてはならないことというふうには考えていないところでございます。

(平成18年6月5日 衆・教育特委 石井郁子氏 (共産))

○**伊吹文部科学大臣**：要するに二条というものが教育の目標を定めているわけであって、それ自体を評価の対象としていないというのが提案者の提案意図なんです。ですから、その目標に向かって具体的にどういうステップを踏んで努力をしていくのかということや学習指導要領に掲げながら、それを、大切に教育を行っていくということであって、人の内面に立ち至るといふようなことはどこにも書いてないと思いますよ。

(平成18年11月29日 参・教育特委 近藤正道氏 (社民))

○ **第2条の教育の目標はすべての教育に及ぶのか。**

○**塩崎内閣官房長官**：この教育の目標、第二条は、あらゆる教育主体、機関が教育を行うに当たって踏まえるべき目標として書かれているということですが、したがって、家庭教育とか社会教育にも適用があるけれども、あらゆる教育主体についてすべての目標を一律に取り扱うことまでも求める趣旨ではない。家庭教育や社会教育は、その実施主体の責任のもと、本来自主的に行われる教育であるわけであって、具体的にどのような教育を行うかについては、当該その教育を行う者にゆだねられている、現場にゆだねられている、こういうことだと思います。

(平成18年10月31日 衆・教育特委 保坂展人氏 (社民))

○ 「学問の自由」の尊重を規定した趣旨如何。

○**小坂文部科学大臣**：ここに規定をいたしました学問の自由とは、人が本来持っている真理探求の欲求が自由に行使できるということを踏まえたものでございまして、教育全般に関する重要な理念であると考えております。

このため、教育全体を通じた教育の目標を掲げる第二条に規定することといたしまして、教育の目標の実現に当たっては学問の自由を尊重することを、現行法の第二条、教育の方針に規定されていることに続きまして、それを引き続き規定したものでございます。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏(公明))

○ 「学問の自由」と学習指導要領の関係如何。

○**馳文部科学副大臣**：学問の自由とは、人が本来持っている真理探求の要求が自由に行われなければならないという教育全般に関する自由な理念であることから、現行法に引き続き規定いたしております。

一方、初等中等教育段階においては、児童生徒に教授内容を批判する能力がなく、また、教育の機会均等や水準の確保が要請されることなどから、教員に完全な教授の自由が認められるわけではありません。このため、学習指導要領を初めとする教育課程の基準等を国が定めているところであり、教員はそれらに基づいて教育を行うものであります。このような考え方は昭和五十一年の最高裁判所の判決でも示されているところでもあり、その趣旨の徹底に努めてきているところです。
(平成18年5月31日 衆・教育特委 やまぎわ大志郎氏 (自民))

○**伊吹文部科学大臣**：一人一人が学問、真理を探究するということは、これは何物にも侵されない大切な権利として存在すると思います。

しかし同時に、学校の現場においては、教える方は、学校教育法その他の公務員法全般の服務に服しながらやっていただかなければならないわけですし、特に義務教育においては、国民すべてに共通する規範意識と学力を達成するということが目的として義務教育を動かしているわけですから、そのところは法律、そして法律に基づく学習指導要領に基づいて教えていただく義務が教師には、公務員としての教師には生じてくると。私立においても同じように、私立学校の設立を認可する条件として当然そういうことが含まれているということですし、この解釈は、よくここで話題に出ます旭川の学力テスト実施についての最高裁の判例でも、私の今申し上げた解釈が最高裁の判決として確認されております。

(平成18年11月28日 参・教育特委 鰐淵洋子氏 (公明))

○ 教育における個（「個人の尊厳」）と公（「公共の精神」）の関係をどう考えるか。

○**安倍内閣総理大臣**：先ほど、文化的な国家をこれはつくっていくためには、まず個人の尊厳が重んじられていなければならないと。つまり、個人の尊厳が重んじられることによってその個人の能力が開花をしていき文化的な創造が行われると、また文化が培われていくと、こういう意味において先ほど申し上げたわけですが、この個人の尊厳を重んじるとは、これは、教育において、すべての個人が他をもって代えることができない人間として有する人格を尊重する趣旨でございまして、自分の意見を無条件に主張することを容認するものではもちろんないわけでございます。

これは、どちらがこれは優先するかということではなくて、正にこの個人の尊厳と公共の精神というのはこれは当然並び立つ基本的な考え方ではないだろうか、このように思うわけでありまして、個人の尊厳という意味については先ほど申し上げたような意味であるわけですが、しかしそれを別の意味に理解してはならない。つまり、個人の尊厳というのは個人個人が自分の主張に沿って何やってもいいんだということではもう全くないということであって、やはりそれは個人の尊厳が重んじられるという社会を構築をしていくという責任をみんなが負っているのも事実であり、そういう努力の中において初めて個人の尊厳もこれは尊重されるのではないだろうか、このように思うわけでありまして、個人の尊厳を重んじつつ公正なルールを形成、遵守しながら社会全体のために行動する公共の精神を尊ぶ人間をはぐくむことが必要であると、このように考えております。

（平成18年11月22日 参・教育特委 小泉顕雄氏（自民））

(第2条第1号)

○ 「豊かな情操と道徳心を培う」を規定した趣旨如何。

○ **田中生涯学習政策局長**：法案の第二条第一号は、教育の目的のうち、教育全般を通じて基礎となるもの、今おっしゃっていただきましたけれども、知徳体、この三つの分野につきまして規定をさせていただいておるところでございます。

豊かな情操と道徳心でございますけれども、情操とは、美しいものやすぐれたものなどに接して感動する心であり、また道徳心とは、社会における善悪の判断基準として一般に承認されている規範を守り、これに従おうとする心をいうものでございます。これらはいずれも人格完成において非常に重要なものである、そしてこれらを培うことが教育の基本的な機能であることから、新たに目標として明示をさせていただいておるところでございます。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏(公明))

○ **伊吹文部科学大臣**：情操という言葉で立法意図が表しているものは、自分より優れたもの、あるいは自分が非常に小さなものという、美しいもの、あるいは自分より大きな存在、自分が及ばないもの、そういうものに対する一つの、何というんでしょうか、感動する心、心根というか、まずそういうものでしょうね。

道徳というのは、いわゆる人間社会の善悪、こういうものの判断基準として、ここはまた学問の自由との間で先生が御質問をされる可能性があると思いますが、一般的に受け入れられている、じゃ、一般的に受け入れられているものは何かと。社会の中では少数だけれども、そういうことをやった場合はどうだという御質問は多分あると思いますが、一般的に我々の社会の中で、法律はもちろんですが、法律を超えて、英国流に言えばコモンローと言うんでしょうか、祖先の営みの

中で、法律には強制されないけれども進んでやるべきこと、法律には禁止されていないけれども恥ずかしいからやらないこと、こういうものに従おうとする気持ち、これが道徳心だと思います。

(平成18年11月28日 参・教育特委 浅尾慶一郎氏 (民主))

(第2条第2号)

- 「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度」を規定した趣旨如何。

○田中生涯学習政策局長：法案第二条第二号の「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う」の意味でございますけれども、若干趣旨を申させていただきますと、フリーターやニートが社会問題化しておる今日、これからの教育におきましては、子供たちに望ましい職業観あるいは勤労観、そして職業に関する知識や技術を身につけてもらうことが大変重要であると考えております。そして、一人一人の子供たちが自分の個性を理解して、主体的にその進路を選択できる能力や態度を養っていくことが非常に重要だと考えておるところでございます。

このために、法案第二条第二号におきまして、みずから進んで働く精神に満ちた人間の育成を目指して、勤労を重んずる態度を養うことを教育の目標として掲げておるところでございますし、また、職業や生活との関連を重視した教育が行われるべきことをあわせて規定いたしまして、児童生徒の職業観、勤労観を育成するために、例えば職場体験を実施するなど、職業に関する知識、技術を身につけさせることを充実していこうとするものでございます。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏(公明))

(第2条第3号)

○ 男女共学を削除した理由如何。

○**田中生涯学習政策局長**：現行の五条の男女共学に関しましては、この男女共学が我が国に浸透しておるということで、中央教育審議会におきましてもこの五条については削除することを御答申いただいております。

しかし、御指摘いただきましたように男女平等教育を推進することは大変重要なことですので、「教育の目標」の第三号に男女の平等ということを掲げさせていただいております。

(平成18年12月5日 参・教育特委 神本美恵子氏 (民主))

○ 中教審答申の「男女共同参画社会への寄与」は、法案に反映されているのか。法案で男女共同参画は推進されるのか。

○猪口少子化対策担当大臣：まず、男女の平等という表現ですけれども、これは非常に重要、そして非常に積極的な趣旨で規定したものでございます。政府提出の法案におきまして、第二条第三項、これはまず正義と責任、あるいは自他の敬愛と協力、あるいは先生もおっしゃってくださいました、主体的に社会の形成に参画、このような態度とあわせて、男女の平等を重んずる態度、そういう表現にしております。ですから、これは私としては非常に積極的な内容と考えております。

言うまでもなく、男女共同参画社会の実現が求められていて、その観点も踏まえていると考えております。大変に積極的かつわかりやすく重要な表現、男女の平等でございます。

(平成18年5月31日 衆・教育特委 石井郁子氏 (共産))

○ 「公共の精神」とは何か。

○**田中生涯学習政策局長**：公共の精神についてのお尋ねでございますけれども、公共の精神とは、社会全体の利益のために尽くす精神、そして、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動する精神をいうものと考えておるところでございます。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏(公明))

○**伊吹文部科学大臣**：これはやはり個人の権利あるいは人権というのは、これは当然尊重されなければならないんですが、権利には必ず義務が伴うと、守るべき自由には規律が必要だと、これが人間社会の原則なんですね。そして、我々が乗っている共通の船である日本という国あるいは世界、地球というものは、この公共の精神、同じ船に乗っているんだという気持ちがなければ、いずれ自分も船とともに沈んでしまうと、その意識をやっぱりしっかりと持つ教育をしたいということでございます。

(平成18年11月28日 参・教育特委 浅尾慶一郎氏(民主))

(第2条第4号)

○ 「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度」を規定した趣旨如何。

○**田中生涯学習政策局長**：法案の第二条第四号では、教育の目標として、主として、生命や自然、環境を大切にし、自然との共生を図るために必要な態度を育てるという趣旨のものでございまして、この生命をたつとび、自然を大切に作る態度を養うとは、人間だけでなく、さまざまな生命あるものを守り、慈しみ、自然と親しんで豊かなかかわりを持つ態度を養うという趣旨でございまして、このことは、法案第二条第一号に規定する、豊かな情操を培うことにもつながるものであると考えておるところでございします。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏 (公明))

○**伊吹文部科学大臣**：これは、自分の命はもちろんですが、相手の命、それから人間だけではなくてこの世の中に生命をうけてきたもの、このすべての生命の尊厳というものをやはり大切にしてもらいたいということでございます。

(平成18年11月28日 参・教育特委 浅尾慶一郎氏 (民主))

(第2条第5号)

○ 第2条第5号の趣旨如何。

○**小坂文部科学大臣**：今回の改正案の中で、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、そして世界の平和と発展に寄与する態度を養うというふうにしたのは、これはもうまさに、今、糸川委員がおっしゃられたとおり、いわゆるグローバル化と言われる社会の中であって、日本人が海外に出て活躍をする、そのときに、日本人のアイデンティティとして、しっかりと歴史観、そして伝統に対する認識、日本の伝統文化というものをしっかりその知識を身につけていただくことが、やはり日本を理解され、また日本人が尊敬されるもとだと思いうわけでございます。

そういった意味からも、今委員がまさに御指摘になったとおりでございまして、グローバル化が進展する中の国際社会を生き抜いていく上で、我が国の伝統と文化についての理解を深め、そして尊重し、それらをはぐくんできた我が国や郷土を愛する日本人の育成が求められているという認識に立って、また同時に、国際社会の一員として、他の国を尊重し、そして国際社会で活躍できる、世界に貢献できるたくましい日本人を目指してもらい、こういう気持ちを込めて、この第二条五項に規定をしたものでございます。

(平成18年5月26日 衆・教育特委 糸川正晃氏 (国民))

○**安倍内閣総理大臣**：今日、急速に国際化が進展する中であって、自らが国際社会の一員であることを自覚し、日本人として異なる文化や歴史を持つ人々といかに共生していくかが重要な課題となっており、自国の、自分の国のみならず、他国の伝統や文化などを尊重する態度を養うことが求められております。そこで、本法案では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他

国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を規定しており、こうした教育を通じ、世界に信頼され、尊敬され、愛される国の実現を目指してまいります。

(平成18年11月17日 参・本会議 山下栄一氏 (公明))

○ 戦前のように国を愛する心を強制するのではないか。

○伊吹文部科学大臣：愛国心の美名の下に個人の尊厳が損なわれた戦前の反省があつて現行憲法はできたと、現行の教育基本法はできたと。だからそれを変えるのは、戦前に返るということではやっぱりないんじゃないでしょうか。

私が再三ここで申し上げて、一番最初の御質問にお答えしたように、個人の尊厳というのは、もう人間として有する人格はやっぱり不可侵のものであるということは今回の基本法においても認めているわけですね。しかし、改正法ではそのことを認めた上で、教育における個人の尊厳を重んじることは既に前文に書いておりますが、同時に現行憲法等においても、この個人の尊厳の具体的表れである個人のもろもろの権利は公共の福祉に反しない限り尊重されるわけですから、ですから、公共の精神など今日重要と考えられる理念をそれに付け加えているということでありまして、戦前の、この愛国心という言葉の下で個人の尊厳が破壊されていた戦前に戻るなどということは、我々は毛頭考えておりません。

それから、今の個人の尊厳が破壊されていたということに戦前すべてがそうなるのかどうかということのところにも、やはり歴史家によっていろいろ見方があるということは付け加えておきたいと思ひます。

(平成18年11月29日 参・教育特委 那谷屋正義氏 (社民))

○ 「我が国」には統治機構を含むのか。

○**小坂文部科学大臣**：我が国を愛するという言葉には、その前に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国」というふうに書いてございますように、歴史的に形成されてきた国民、国土、そして伝統と文化から成る、言ってみれば歴史的な、あるいは文化的な共同体としての我が国というものを愛していくという趣旨でございまして、その中には、統治機構、すなわち今日の政府や内閣、こういったものを愛せということは含んでおりません。

したがって、統治機構は含まないということを明確にしたつもりでございます。

(平成18年5月26日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏 (公明))

○**安倍内閣総理大臣**：我が国を愛するとは、歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化などから成る歴史的、文化的な共同体としての我が国を愛するという趣旨であります。この趣旨を条文上明確にするため、伝統と文化をはぐくんできた我が国と郷土を愛すると規定し、統治機構、すなわちその時々々の政府や内閣等を愛するという趣旨ではないことを明確にしております。このことは自由と民主主義を尊ぶ我が国にとって当然のことであります。

(平成18年11月17日 参・本会議 山下栄一氏 (公明))

○ 「態度」とした理由は何か。「心」とすべきでないか。

○**小泉内閣総理大臣**：我が国と郷土を愛する態度についてですが、我が国と郷土を愛する態度とは、我が国を愛し、その発展を願い、それに寄与しようとする態度のことであり、このような態度は心と一体として養われるものと考えています。

また、本法案においては、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」こととともに、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する」ことを一体として規定することとしたところであり、これを受ける語句としては「態度を養う」とすることが適当であると判断したものであります。

(平成18年5月16日 衆・本会議 鳩山由紀夫氏 (民主))

○ 「我が国を愛する」態度とは何か。どのように指導するのか。

○**小坂文部科学大臣**：我が国と郷土を愛する態度をはぐくむ、このことについてどのように指導するか、そしてそれをどのように評価していくかということでございますけれども、具体的には、社会科や道徳などにおきまして、現在の学習指導要領においても規定されておりますように、ふるさとの歴史や昔から伝わる行事を調べたり、あるいは、国家、社会の発展に大きな働きをした先人、偉人、また国際社会で活躍した日本人等の業績について調べたり、あるいはそういった理解を深める、そういったことを行うとともに、我が国の歴史などに対する理解と愛情をはぐくみ、そして、国家、社会の発展に努力していかうとする態度を育てるといった指導を行っていくわけでございます。

(平成18年5月24日 衆・教育特委 河村建夫氏 (自民))

○**安倍内閣総理大臣**：改正案の「我が国と郷土を愛する」こととは、我が国や郷土を愛し、さらに、その発展を願い、それに寄与しようとする態度のことであり、このように我が国と郷土を愛する心と態度は一体のものとして養われるものであります。このような我が国と郷土を愛する態度を養うため、学校教育では、我が国や郷土の発展に尽くした先人の働きや、我が国の文化遺産や伝統芸能などについて調べたり体験したりすることを通じて、我が国の歴史や伝統文化に対する理解と愛情をはぐくむ指導が今後より一層行われるよう努めてまいります。

(平成18年11月17日 参・本会議 保坂三蔵氏 (自民))

○ 「我が国を愛する」態度をどう評価するか。内心の自由を侵害する
のでないか。

○**小坂文部科学大臣**：我が国の伝統や文化等の学習内容について進んで調べたり、あるいは学んだことを生活に生かそうとする、そういう関心、意欲、そういった態度を総合的に評価するものでございまして、具体的に申し上げますと、さらに申し上げますと、歴史上の人物などに関心を持っているか、あるいは、意欲的に調べ、学んだことをもとに、我が国の将来やその発展のために自分に何ができるだろうか、そういったことについて考えながら追求しようとしているかどうか、そういったことを評価するものでありまして、子供たちの内心に立ち入って評価するようなものではないわけであります。

(平成18年5月24日 衆・教育特委 河村建夫氏 (自民))

○**伊吹文部科学大臣**：愛国心という言葉はこの御提案している基本法の中にはございませんが、私はこれは非常に評価が難しいと言ったのは、多分先生がそういう御質問をされるんじゃないかと私は思っておったんですが、先生の感じておられる愛国心と私の感じている愛国心とはおのずから差があって当然なんですよ。ですから、評価する者の愛国心の基準で各々の人の心の中を評価するということは適当じゃないと。ですから、この国に生まれて良かったと、そして父や母の中ではぐくまれて良かったと、祖先の私はおかげで今ここに存在していると、私の愛国心というのは多分そういうものだろうと思うんですね。

ですから、各々の学校で自分が生まれてきた歴史だとかあるいは史実だとか、こういうことをどの程度マスターをして、そしてそれを、積極的にそういうことを勉強していくことによって自分の心の中が形成されていくという態度を評価することは私構わないと思いますよ、その学習態度をですね。しかし、それがどういう心を形成するかということの評価してしまったら、これはどうしようもないことになるんじゃないんですか。

(平成18年12月5日 参・教育特委 水岡俊一氏 (民主))

○ 国を愛する心情を通知表で評価するのは不適當でないか。

○**小坂文部科学大臣**：この通知表の書き方ですけれども、通知表自身は、各学校がその責任において適切に判断すべき事項でございますので、どのような記述を行うかというのは学校にゆだねられるわけでございますけれども、その中で、国を愛する心情を持っているかどうかということで評価をするというようなことをしてはならないということについて、私どもは適切な指導を行ってまいりたい、このように思うところでございまして、我が国の歴史や伝統に関する学習内容に対する関心、意欲、態度を総合的に評価するということで、評価というのはあくまでもなされるべき、こういうことを、あらゆる機会を通じて、学校にも徹底してまいりたいと考えております。

(平成18年5月31日 衆・教育特委 石井郁子氏 (共産))

○**安倍内閣総理大臣**：私が答弁を申し上げておりますのも小泉総理が答弁をしておりますのも同じでございまして、小泉前総理も国を愛する心情についての評価ということは通知表においてはしない、どれくらい国を愛しているかということを通知表で評価すると、これは当然しないということを前総理はおっしゃったわけでありまして、私も全くそれはそのとおりであります。

そのとおりに私も答弁をいたしておりますが、しかし、そうした態度をこれは養うために、我が国の例えば歴史や文化や伝統あるいは偉人の業績等々について、また故郷の地域のすばらしさ等々を調べる、そういう調査をする、学習するという態度についての、それは評価をするというのはこれは当然ではないだろうか、このように思います。

(平成18年11月22日 参・教育特委 近藤正道氏 (社民))

○ 「他国を尊重」の趣旨如何。

○**安倍内閣官房長官**：もちろん、他国を尊重するというのは、個々の国々の政治体制をとということではなくて、他の地域、他の国々はそれぞれ文化や伝統や歴史を持っている、そういう国々の生き方、あり方、あるいはそういう国々が持っている理想等を、違いは違いとして尊重していくことが大切ではないか、こういうことではないかと思います。

(平成18年5月26日 衆・教育特委 牧義夫氏 (民主))

■ 生涯学習の理念（第3条）

○ 生涯学習に関する規定を新たに設ける趣旨如何。

○**小坂文部科学大臣**：第三条に生涯学習の規定を設けたのは、まさに委員が今御指摘になりましたように、一人一人が豊かな人生を送っていただきたい。

高齢化社会の中で、人生の時間というものも昔に比べれば大きく延びてまいりました。そういう中で、改めて学び直したい、そして、より豊かな人生を送るためにさらなる知識を求めたい、こういう方々もふえてまいりました。そういった意味で、だれもが生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で学習ができる、そしてその成果を適切に生かすことができる社会の実現を図っていききたい、そういう理念を持って、生涯学習の理念を基本法の第三条に規定したところです。

（平成18年5月26日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

○**伊吹文部科学大臣**：生涯学習という概念を御提案している法案に取り入れておりますのは、もちろん、先生がおっしゃった地域社会における公民館あるいは児童館、学校その他を利用して地域の教育力の中で生涯教育を行っていくということはもちろんでございますが、あらゆる人生の場面で、もう一度大学に入っただけでもよろしいわけですし、生きがいといいますか、真理を探究できるという喜びを持って人生を送っていただきたいし、その中で人間としての自己成長を果たしていく権利はいつの年代にも、人生のいつの間にもあるんだと。それをみんなでやはり確認できるような社会状況に今なってきたということですね、昭和二十二年の現行法の制定時と比べますと。

だから、これからは特に長寿社会になりますから、大切な概念としてこの生涯教育を育てていきたいと思っております。

（平成18年11月29日 参・教育特委 岡田広氏（自民））

○ **生涯学習と社会教育の関係如何。**

○**伊吹文部科学大臣**：生涯学習というのは、生涯を通じたすべての学習を包含している概念として、これは三条に書いておるわけですね。ですから、学校教育、それから社会教育を当然含んでいるだけではなくて、自己学習というか、みずから学ぶという学習も含んでいる。十二条に書いているのは、社会教育というのは、学校や家庭の教育、自己学習を除いて、広く社会で行われている地域社会の教育だとかそういうものをすべて、人生のすべての時代において、学校や家庭教育を除いたすべてのものが社会教育の中に含まれている。こういう構成に立っておると思いますから、先生の御示唆どおりだと思います。

(平成18年10月31日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏 (公明))

■ 教育の機会均等（第4条）

○ 第4条の趣旨如何。

○**田中生涯学習政策局長**：本法案四条と現行法三条との関係につきましてでございますけれども、御指摘いただきましたように、現行法の第三条は教育の機会均等の規定でございます。三条一項の前段におきましては、憲法二十六条の国民の教育を受ける権利を踏まえまして、国や地方公共団体が、学校制度の構築や学校の設置、運営などによりまして、国民の教育を受ける機会の提供に努めなければならないという、より積極的な責務を規定しております。

また、後段につきましては、教育のあらゆる場合において、教育を受ける者の能力以外の事由によって差別的取り扱いをしてはならない旨を定めているところでございます。

また、二項は、御指摘いただきましたように、第一項の規定を踏まえまして、能力がありながら、経済的理由によって修学困難な者に対しては、国または地方公共団体が積極的に奨学の方途を講じる義務を定めているところでございます。

改正法第四条では、これら現行の第三条の規定を引き継ぎますとともに、新たに、障害のある者に対しまして、その障害の状況に応じまして、より配慮された教育が行われますよう、国や地方公共団体が積極的に必要な支援を講じなければならない旨を規定しているところでございます。

（平成18年5月31日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

○ 「学ぶ権利」を規定すべきでないか。

○**小泉内閣総理大臣**：学ぶ権利、教育権についてですが、国民が教育を受ける権利については、憲法第二十六条に規定されているところであり、さらに、本法案においては、現行法に引き続き、国や地方公共団体が、学校制度の構築や学校の設置、運営などによって国民の教育を受ける機会の提供に努めなければならないという、より積極的な責務を規定しているところであり、

（平成18年5月16日 衆・本会議 鳩山由紀夫氏（民主））

○**小坂文部科学大臣**：憲法二十六条では、子供を含めた国民に教育を受ける権利を規定しているわけであり、この教育を受ける権利とは、言い換えれば、国民各自が人格の完成に向けた必要な学習をする権利のことであり、特に子供においては、自己の学習に必要な教育を大人一般に対して要求する権利があると認識をしているわけであり、

こうした理念にのっとり、本法案では、現行法に引き続き、教育の機会均等を第四条として、国や地方公共団体が学校制度の構築や学校の設置、運営などによって国民の教育を受ける機会の提供に努めなければならないという、より積極的な責務を規定しているわけであり、

また、本法案では、これに加え、生涯学習の理念、第三条、学校教育、第六条において、心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われなければならないことや、教育を受ける者がみずから進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならないなどの規定を設けているところであり、さらに、家庭教育、第十条、また幼児期の教育、第十一条においても、子供の人格形成の基礎を培う上での重要な役割を果たしていることなどを新たに規定し

ております。

このように、現行法及び本法案は、憲法に規定されている学ぶ権利を具体化するものであることから、学ぶ権利については特に文言として規定することはしていないところでございます。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 小宮山洋子氏 (民主))

○ **日本国民だけでなく、外国人にも「学ぶ権利」を保障すべきでないか。**

○ **小泉内閣総理大臣**：教育の機会を保障する対象ですが、憲法第二十六条は、国民が教育を受ける権利を定めております。この憲法の規定を踏まえ、現行基本法では、国民を対象として教育の機会均等など教育の基本的理念を規定しており、改正案もこれを引き継いだものであります。

本法案においては、外国人に関して特段の規定を設けてはおりませんが、希望する外国人に対する義務教育の機会の保障等については、今後とも日本人と同様に取り扱うこととしております。

(平成18年5月16日 衆・本会議 鳩山由紀夫氏(民主))

○ **小坂文部科学大臣**：憲法第二十六条は国民の教育を受ける権利を定めているわけございまして、現行教育法第三条も、この規定を踏まえて、人格の完成とともに、国家及び社会の形成者としての国民の育成ということを目的として、教育の機会均等など教育の基本的理念を規定しておるわけございまして、本法案の第四条もこれを引き継いだものでございます。

しかし、外国人児童生徒が希望する場合には、例えば公立の義務教育諸学校へ就学することも可能でありまして、日本人児童生徒と同様に教育を受ける権利が保障をされているわけございまして。

したがって、御質問のような日本に居住する外国人につきましても、明記をしているわけではございませんけれども、日本における日本人児童と同様の教育上の取り扱いを受けることになるわけございまして。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 小宮山洋子氏(民主))

○ **障害のある者に対する教育上の支援が規定されることとインクルージョン教育との関係如何。**

○**小坂文部科学大臣**：改正法の第四条第二項は、これまでの取り組みを踏まえまして、障害のある児童一人一人の多様なニーズに応じた教育上の支援について、小中学校の通常の学級での対応を含めまして、一層充実することを目指したものでございます。また、現在国会に提出しております学校教育法等の一部を改正する法律案におきましても、小中学校を含むすべての学校段階で特別支援教育を推進することを明確に規定するという事になったわけでございます。

その中で、そういった条件を踏まえた上で、共生社会の実現のための教育に課せられた役割には極めて大きいものがあると認識をいたしておりまして、特に児童生徒の就学先の決定については、保護者等の意見をこれまで以上に十分に聞くようにしていく方向で積極的に検討をしてまいり所存でございますし、また、障害のある子供とない子供の交流及び共同学習ということに一層の推進を図ってまいり所存でございますので、何とぞ御理解のほどお願いを申し上げます。

(平成18年6月5日 衆・教育特委 鳩山邦夫氏 (自民))

○**田中生涯学習政策局長**：教育基本法の規定は教育全体を通ずるものでございますので、そういう学校における措置も含めまして、教育基本法では、全体として、障害のある者が必要に応じてそういう特別な支援が受けられるようにするという旨を規定させていただいておるところでございます。

(平成18年11月6日 衆・教育特委 西村智奈美氏 (民主))

○**伊吹文部科学大臣**：やはりインクルーシブな制度というのは、これは障害者教育のやっぱり理想だろうと思いますね。その点においては私は小坂大臣と何ら見解は異にいたしておりません。

御承知のように、国連で今審議をされて、そしてその条約案というのも私は見せていただきましたけれども、すべての教育段階において障害のある子供の教育をインクルーシブな制度の下で実施することということと、それから個々の障害者が必要とする合理的配慮を講ずること、これはディスクリミネートするという意味ではないようですね。その各々の障害者がインクルーシブに行動できるような配慮をむしろするという積極的な意味のようでございますが、等について盛り込まれており、そして同時にこれらの漸進的な実現を求めると、漸進的な実現を求めると。

ですから、この納税者の理解を得て明日からすぐできれば、これはもちろん理想でございますが、何せ納税者は投票権を持っておられますので、ここら辺りとのバランスを考えてやっていくと。＜中略＞私は合理的な範囲で理想のたいまつを掲げてそこへ向かっていくという気持ちは失わないようにやりたいと思います。

(平成18年12月5日 参・教育特委 水岡俊一氏 (民主))

■ 義務教育（第5条）

○ 義務教育年限の「9年」を規定しなかった理由如何。

○ **小坂文部科学大臣**：現行教育基本法の制定時には、戦後の学制改革の中で義務教育の年限を六年から九年に延長することが喫緊の、かつまた重要な課題であったわけございまして、そのことから九年ということをごに明記したものと思われま。

その後の社会の変化等を踏まえまして、義務教育に求められる内容も変化しております。この意味から、その年限の延長も検討課題の一つとして指摘をされているところございまして、また、委員の御指摘のように、今後の幼児教育も踏まえてどうすべきかという、いろいろな議論がされているところございませ。

そのような状況の中で、義務教育の年限は、教育の基本原則として教育基本法に規定するよりも、むしろ時代の要請に迅速かつ柔軟に対応することができるように学校教育法に規定することが適当である、このように考えられ、九年の年限を削除したところございませ。

（平成18年6月8日 衆・教育特委 臼井日出男氏（自民））

○ **田中生涯学習政策局長**：義務教育の年限が現行教育基本法におきましては九年と書かれておるところございませけれども、これに関しましては、与党の協議会におかれまして、今後、就学時期を早めることもあり得るのではないか、それから就学年限自体が延びることもあり得るのではないかというような御議論がなされまして、その中で、文部科学省といたしましても、この就学年限に関しましては学校教育法に譲ることにして、教育基本法改正案の中では、法律に定めるところにより、法律に定めるということで、学校教育法にゆだねておるところございませ。

（平成18年11月1日 衆・教育特委 保利耕輔氏（無所属））

○ **義務教育の年限を延長する可能性はあるか。**

○**小坂文部科学大臣**：義務教育期間を九年より長くすることについて、平成十七年に実施した義務教育に関する意識調査によりますと、賛成する割合が全体としては低い形なんですね。賛成あるいはまあ賛成と回答した割合は、保護者で二四％、学校の評議員では一三％、一般教員で七％、校長、教頭が一〇％、教育長は八％、あるいは首長さんの関係では一一％、こうなっております、低い結果となっております。

<中略>

義務教育の年限の延長や六・三制の弾力化というものは、学校制度の根幹にかかわるものでありまして、何よりも国民の幅広い理解を必要としている問題であるために、国民的な議論を踏まえて今後検討してまいりたい、このように考えるところでございます。

(平成18年5月31日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏 (公明))

○**小坂文部科学大臣**：義務教育への就学年齢を引き下げて五歳児からの就学とすべきとの指摘もあるわけですが、これにつきましては、学校教育制度全般の、全体のあり方にかかわるものでありまして、何よりも、国民の幅広い理解を必要とする問題であるために、国民的な議論を踏まえて今後とも検討してまいりたいと存じます。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 臼井日出男氏 (自民))

○**伊吹文部科学大臣**：高校進学者がもう一〇〇％近くになっているという現実を考えますと、<中略>単に一〇〇％近くの人が高等学校へ行っているという事実だけではなくて、義務教育にするためにはこれ膨大な費用が掛かります。その税負担に国民が耐えられるかどうかということもまず一つありますし、諸外国において義務教育は何年なのかということを見ると、少しやっぱり国民の国民負担への覚悟も含めて少し議論が必要じゃないかと私は思います。

(平成18年11月22日 参・教育特委 松あきら氏 (公明))

■ 学校教育（第6条）

○ 第6条に学校の役割を規定した趣旨如何。

○**小坂文部科学大臣**：学校は、人的、物的条件を備えて、一定のカリキュラムに基づいて、児童生徒等の心身の発達段階に応じた組織的かつ体系的な教育を行う場でありまして、教育の目的を実現する上で中心的な役割を果たすことが期待されているわけでありまして、しかし、現行法上は学校の役割については規定しておりませんで、学校教育法において、各学校種ごとの目的、目標が規定されているところであります。

そこで、今回、中央教育審議会の答申も踏まえまして、学校の基本的役割について、第六条第二項において、「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。」と規定をすることとしたわけでございます。

（平成18年5月31日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

○ 「必要な規律」とは何か。

○伊吹文部科学大臣：「規律を重んずる」というのは、何というんでしょうか、やはり学校の教育をしていく上で必要な組織体の一員としてしっかりとした正にその規律を重んじてもらうという言葉であって、これは指導の大きな目標の方向を示しているわけですから、具体的に何を教えていくのかということは、これはこの基本法が通れば、この基本法の、ここでもうずっと四十時間近く議論をしておりますその基本法に書いてある理念に従って、この法律の下に付く下位法と言うんですか、学校教育法だとかですね、で、学校教育法が変わっていくとその学校教育法の更に下位にある告示、具体的に言うと指導要領の中に細かに、こういうことをしてください、こういうふうに教えてくださいということが書かれながら現場に落ちていくと。

(平成18年11月30日 参・教育特委 林久美子氏 (民主))

○ 専修学校は法律にどのように位置づけられているのか。

○小坂文部科学大臣：御指摘のように、専修学校は、学校教育法の八十二条の二項に規定をされているわけでごさいます、実践的、専門的な職業教育を行う教育機関として、これまで産業界の第一線で活躍するスペシャリストを数多く輩出をいたしているところでごさいます。我が国の職業教育において重要な役割を果たしていることは論をまたないところと思います。

今回の教育基本法の改正におきましては、教育の目的、第二条第二項に「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」としましてこれを規定し、専修学校も含めた職業教育の重要性を明らかにしているということは、今委員の御紹介いただいたとおりでごさいます。

今後、学校教育法の第一条に規定する学校として位置づけられてはどうか、こういう御指摘もありましたが、専修学校は個人立、法人立、いろいろな態様も持っておりまして、個別の学校種について定める学校教育法の見直しの中で検討をさせていただきたいと考えているところでごさいます、関係者の意見も十分に伺いながら検討を進めていく必要があると認識をいたしているところでごさいます。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 遠藤利明氏 (自民))

■ 大学（第7条）

○ 大学に関する規定を新設した趣旨如何。

○ **小坂文部科学大臣**：これはまさに、今委員御自身が、世界最先端の学術研究による新たに知の創造を不断に行っていくことが重要であると申されましたけれども、そのとおりでございます。まさに二十一世紀は知の世紀、知識の知の世紀と言われておるわけでありまして、世界最先端の学術研究による新たな知の創造と活用を通じて我が国社会や人類の将来の発展に貢献する人材を育成することが必要であり、大学としての役割がますます重要となっている認識のもとに、大学は教育と研究を一体として行っておりまして、そして社会とのかかわりにおいてもその貢献が求められること、そして大学の自治に基づく配慮が必要であること、そして国際的にも一定の共通性が認められる存在であることなど、固有の特性を有しているものであることから、このような大学が果たす重要性の高まりとその特性を踏まえて、大学について特に規定を置くこととしたものでございます。

（平成18年5月31日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

○ **高等教育の無償化を導入すべきではないか。**

○**小坂文部科学大臣**：教育の機会均等の達成は大変重要な課題でありまして、ただいま高等教育の無償化につきましてお話がございましたけれども、親の所得など家庭の経済状況によって就学の機会が奪われないように、改正法案においても引き続き規定をしているところでございます。

文部科学省におきましては、私立大学等経常費補助等を通じまして、各大学における学費の軽減に努めるとともに、日本学生支援機構による奨学金事業の充実を図ってきたところでございます。無利子、有利子合わせて、貸与基準を満たす希望者のほぼ全員に貸与が実施をされております。

また、各大学におきましては、経済的理由等によりまして就学困難な学生に対する授業料等の減免を実施しておるわけでございます、文部科学省としては、これらに対する財政支援を行っているところでございます。

なお、高等教育無償化の御提案につきましては、高等学校卒業後、社会人として税金を負担している勤労者、勤労をされている方との公平の観点や、また、無償化のための財源をどのように賄うか等の点を考慮いたしますと、現時点では極めて難しい問題と考えておるわけでございます、文部科学省としては、今後とも、高等教育を受ける機会の確保について適切な施策を講じてまいりたいと考えております。

(平成18年6月8日 衆・教育特委 小宮山洋子氏 (民主))

○**伊吹文部科学大臣**：特に、高等教育の無償化、高等学校を含めて、普通教育、高校、大学を含めての無償化の問題は、これはやはり、義務教育は中学校で終わりますので、中学校を終わって働きに出て源泉徴収をされている人とのバランスがございまして、ただ、高等学校進学率

がもう一〇〇%近くに近づいてきておりますので、一つ考えなければいけない点であるということは御指摘のとおりなんですが、これを今度無償化しますと膨大な財政負担が来るんです。これを国民にどう理解してもらおうかということも併せて一つ考えなければいけないと思っております。

(平成18年11月28日 参・教育特委 下田敦子氏 (民主))

■ 私立学校（第8条）

○ 私立学校に関する規定を新設した趣旨如何。

○**小坂文部科学大臣**：第八条におきまして、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」として、新たに、御指摘のように、私立学校に関する規定を設けたところでございます。

我が国の私立学校は、独自の建学の精神に基づきまして、個性豊かな教育研究活動を積極的に展開しておるわけでありまして、例えば大学におきましては、全大学のうちの八割が私立大学、私立で占めている、こういう現状にあるわけでありまして、我が国の学校教育の質、量の両面におきまして、この発展に大きな役割を果たしてきたという事実があるわけでありまして、

このような私立学校の果たす役割の重要性にかんがみて、国、地方公共団体が私立学校教育の振興を図るべき旨を新たに規定することとしたわけでありまして、

（平成18年5月31日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

■ 教員（第9条）

○ 「全体の奉仕者」を削除した理由如何。

○ **田中生涯学習政策局長**：「全体の奉仕者」を削除した理由についてでございますけれども、御指摘のように、現行の教育基本法では、学校教育が公の性質を持ち国民全体の利益のためにその職務を遂行すべきであるということから、国公立学校のみならず、私立学校も含めて、教員を全体の奉仕者として位置づけておるところでございます。

この全体の奉仕者は公務員を想起させる文言でございます。現に憲法第十五条におきまして、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」旨が規定されておるところでございます。

したがいまして、今回、私立学校が学校教育において果たしている重要性にかんがみまして、私立学校の条文も新たに起こさせていただいておるところでございますけれども、教員の規定には、公務員を想起させる「全体の奉仕者」との文言は削除をしておるところでございますけれども、学校教育が公の性質を持つものであることや、そのような学校教育を担う教員の職務の公共性は従来と変わるものではないと考えておるところでございます。

（平成18年11月6日 衆・教育特委 西村智奈美氏（民主））

○ 「絶えず研究と修養に励み」と新たに規定した理由如何。

○**田中生涯学習政策局長**：教員は、教育を受ける者の人格の完成を目指しまして、その育成を促すという大変重要な職務を担うものでございます。近年の社会の大きな変化、あるいは児童生徒の多様化といった実態に的確に対応するためには、教員一人一人の資質の向上が求められているところでございます。一方では、指導力不足教員、あるいは教員による非違行為などの例もあるわけでございまして、これらに対しても的確な対応が求められているところでございます。

これらを踏まえまして、今回の改正では、現行法第六条第二項に教員についての規定があったわけでございましてけれども、この第二項を独立させまして新たに教員の条項を設けまして、教員の使命や職責、身分の尊重と待遇の適正を規定いたしました現行の規定は基本的に引き継ぎますとともに、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励むべきこと、また養成と研修の充実が図られなければならないことを新たに規定しているところでございます。

(平成18年5月31日 衆・教育特委 糸川正晃氏 (国民))

○**田中生涯学習政策局長**：教員が大変多忙感を持っておったり、あるいはいろいろな疾病にかかられておる、そういうことに関しましてはきちんと手当てをする必要があると考えておりますが、それと同時に、教員の中でも、自分の思いがなかなか子供に伝わらない、自分の教育方法、昔どおりの教育方法では子供がついてきてくれない、そういう問題を抱えている先生方も結構いらっしゃるのではないかとというふうに私どもは認識しておるわけでございまして、そういう先生方のニーズに即した適切な研修の機会が与えられることが非常に重要であろうと思うところでございます。

(平成18年11月6日 衆・教育特委 西村智奈美氏 (民主))

■ 家庭教育（第10条）

○ **家庭教育に関する規定を新設した趣旨如何。家庭教育に国が介入することにならないか。**

○ **小坂文部科学大臣**：家庭教育はすべての教育の出発点でありまして、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心や自律心などを育成する上で大変重要な役割を担っているわけでありますので、改正法案の第十条におきまして、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的な責任を有することを明確にし、家庭教育の役割について規定するとともに、国や地方公共団体による家庭教育の支援について規定をいたしております。

同時に、家庭教育は、本来、保護者の自主的な判断に基づいて行われるべきことであることから、それに十分配慮をいたしまして、第二項において、家庭教育の自主性を尊重するということを明示的に規定しておるところでございます。

なお、この条文というのは、個々の家庭における具体的な教育内容について規定はいたしておりません。それはなすべきでない、このようなことを法律で新たに設けるという意思ではないということをご付言させていただきたいと思っております。

（平成18年6月2日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

○ **伊吹文部科学大臣**：大変難しい社会状況の変化がございますけれども、一義的にはやはり保護者が子育てに対する責任を負うということを明記しているわけですね。そして、十条一項では、保護者の子供の教育について、その一義的責任をしっかりとそこへ書いている。その責任を支援していくために、国や地方公共団体による家庭教育の施策が必要だ。

だから、従来ですと、家庭教育を若いお父さん、お母さんに教えるのは、同居をしていたおじいさん、おばあさんなんですよ。ところが、

核家族になっているから、それがもう全く途切れちゃっているわけですね。だから、地域社会でそれをどういうふうに補っていくかという、今いろいろな予算措置を講じておりますね。

それと同時に、例えば、児童の家庭教育手帳をつくって配付しているとか、あるいは家庭教育に関する学習会をつくっているとか、情報はこういうやり方でいったらうまくいったとか、幼稚園だとか保育園のような子育ての拠点をつくって、しかも、幼稚園、保育園では学童保育だとか学童幼稚園のようなことをやって、つまり、かぎっ子の人を預かって、その間、家庭と同じような情操教育をしているわけですね。

そういうことを中心に、百年追いつかない間の現実的な手当てをやっているということです。

(平成18年11月1日 衆・教育特委 田島一成氏 (民主))

○**伊吹文部科学大臣**：家庭教育というのは、しかし先生、この条項には同時に、家庭の自主性を尊重しという言葉がきちっと入れているわけですよ。ですから、例えば思想、信条、宗教にかかわるようなこと、例えば、やはり共産主義に基づいた子供の教育は私はやりたくないけれども、それをやりたいというイデオロギイの方もおられるでしょう。そこへは介入はしないということを明文化しているわけですよ、家庭の自主性を判断しと。

(平成18年11月6日 衆・教育特委 石井郁子氏 (共産))

■ 幼児期の教育（第11条）

○ 幼児期の教育に関する規定を新設した趣旨如何。

○**小坂文部科学大臣**：よく三つ子の魂百までと申しますけれども、まさに幼児期に受けた影響というのは、一生を通じて人間形成の中で大きな影響を持つものだというふうに認識をいたしておりまして、生涯にわたる人間形成の基礎が培われるこの重要な時期に、教育はしっかりと子供の心身の健やかな成長を促す、そういう姿勢で行われなければいけない重要な意義を持っていると思っております。

近年、基本的な生活習慣や態度が身につけていないこと、自制心や抵抗力といいますか、忍耐と言った方がよろしいかもしれませんが、規範意識、これらが十分に育っていないことが課題として指摘もされております。このような状況を踏まえまして、本案の第十一条は、家庭や幼稚園等における教育のみならず、地域社会において幅広く行われる教育も含めまして幼児期の教育の重要性を規定するものでありまして、あわせて、国及び地方公共団体がその振興に努めなければならない旨も新たに規定をしたものでございます。

なお、中央教育審議会の平成十五年三月の答申の中では、幼児教育について新たに規定すべきとの提言はなかったのですが、その後平成十七年一月に提言された幼児教育のあり方に関する中教審答申、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方」という形で答申をいただきましたが、また、本年四月に与党協議会の最終報告なども、新たに幼児教育の項目が盛り込まれておったところでもございまして、こういった観点も踏まえまして、十一条の規定を設けさせていただいたところでございます。

（平成18年6月2日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

○**馳文部科学副大臣**：本法律案第十一条に規定する幼児期の教育は、幼稚園、保育所等で行われる教育のみならず、就学前の幼児に対し家庭や地域で幅広く行われる教育を含めた教育を意味しております。

（平成18年6月8日 衆・教育特委 小宮山洋子氏（民主））

○ **幼児期の教育の無償化を導入すべきではないか。**

○**小坂文部科学大臣**：第十一条におきまして幼児期の教育という形で、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」と規定をいたしておりますが、この内容は、すなわち財政的な面の支援も含めた幼児教育に対する考え方をまとめたものでございます。

(平成18年6月5日 衆・教育特委 田嶋要氏 (民主))

○**安倍内閣総理大臣**：教育の機会均等を図っていくことは、これはもう基本的な方針である、このように申し上げたいと思いますが、このため、政府としては、幼稚園、保育所の教育機能を強化するとともに、幼児教育の将来の無償化について、歳入改革とあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しながら、ただいま御指摘のあった奨学金については、健全性を確保した奨学金制度の充実等を推進して、厳しい財政状況ではありますが、教育費負担の軽減に向けて努力をしてまいります。

(平成18年10月5日 衆・予算委 斉藤鉄夫氏 (公明))

■ 社会教育（第12条）

○ 「社会教育」とは何か。

○ **田中生涯学習政策局長**：社会教育についてのお尋ねでございますけれども、社会教育とは、教育のうち、学校または家庭において行われる教育を除きまして、広く社会において行われる教育を指すものでございます。

御指摘のように、近年、科学技術の進歩や高齢化、長寿化が進む中で、人々の学習需要が高まっております。そして、その内容が多様化、高度化しておるわけでございます。本条は、このような需要にこたえる社会教育の重要性にかんがみまして、第一項では、広く社会教育が国及び地方公共団体によって奨励されるべきであることを引き続き規定するとともに、第二項では、国や地方公共団体による振興について規定をしているものでございます。

（平成18年6月5日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

■ 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）

○ 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する規定を新設した趣旨如何。

○ **小坂文部科学大臣**：子供の健全育成、そして、教育の目的を実現する上での学校、家庭、これらが大きな役割を担っていることからかんがみて、地域社会の果たすべき役割も非常に大きくなっておりますので、この三者がそれぞれに子供の教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携協力して教育の目的の実現に取り組むことが重要だ、こういう趣旨から、学校と家庭と企業や関係機関なども含めて、地域社会を構成する者がみずからの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携協力を努めることについて、新たに十三条として規定を設けさせていただいたところでございます。

（平成18年6月5日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

■ 政治教育（第14条）

○ 「政治教育」の規定の趣旨如何。

○**小坂文部科学大臣**：民主主義社会にあつては、国民は、国家や社会の形成者として諸課題の解決に積極的にかかわっていくことが必要であります。

このために、民主政治、憲法、地方自治等に関する知識を身につけて、まずその意義を理解することが必要であることから、第一項においては、教育において政治的教養を身につけるためにこれを涵養することが規定されているわけでありまして、また、公の性質を持つ学校における教育の政治的中立を確保するために、第二項においては、学校における、特定の政党を支持する、あるいは反対する党派的な政治教育を禁止する旨を規定したところでございます。

（平成18年6月8日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民））

■ 宗教教育（第15条）

○ 「宗教に関する一般的教養」とは何か。

○ **小坂文部科学大臣**：宗教は、人間としてどうあるべきか、与えられた命をどう生きるかなどについて、個人の生き方にかかわるものでありまして、社会生活において重要な役割を担っているわけでございます。

このような宗教の役割を客観的に学ぶことは大変重要でありまして、特に、国際関係が緊密化、複雑化する中であって、他の国の文化、民族について学ぶ上で、その背後にある宗教に関する知識や理解を深めることは必要であると思っておるわけでございます。

これを踏まえまして、法案では、従来の規定に加えて、宗教に関する一般的な教養を教育上尊重することを新たに規定したものでありまして、その具体的な内容といたしましては、主要宗教の歴史や特色、世界における宗教の分布など、これは宗教に関する知識であるわけがあります。

具体的に現在どうやっているかということも踏まえまして、宗教に関する一般的な教養に関しましては、現在、小学校、中学校の社会科や高等学校の地理、歴史、そして公民において指導が行われているところでございまして、例えば、歴史における宗教の役割や影響、世界の宗教分布などが取り上げられておりますが、今後、この今回の基本法改正の趣旨を踏まえまして、学習指導要領の見直しを検討するなど、宗教に関する一般的な教養についての指導が各学校において一層適切に行われるように努めてまいりたいと考えております。

（平成18年5月24日 衆・教育特委 河村建夫氏（自民））

○ 「宗教的情操（感性）」を規定すべきでないか。

○**安倍内閣官房長官**：宗教的情操については、その内容が多義的であることなどから、教育基本法には規定しておりません。もとより、宇宙や生命の神秘、自然などに対する敬けんの念については、現在でも、学校において、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めることなどを通じてはぐくんではいるところであり、このような取り組みは今後とも重要であると考えております。

（平成18年5月16日 衆・本会議 鳩山由紀夫氏（民主））

○**小坂文部科学大臣**：岩屋委員がおっしゃったように、宗教的情操を教えるということになりますと、その内容が非常に多義的でありまして、特定の宗教、宗派と離れてそれを教えるということは、なかなか、具体的に論じてまいりますと、難しいということがございます。そのようなことから、私どもの基本法では、宗教的情操というふうに記述することを今回は行わなかったわけでありまして、宗教は、人間としてどうあるべきか、与えられた命をどう生きるべきか、こういった個人としての生き方にかかわるものでありまして、社会生活の上においては大変重要なこととございます。

このような宗教の役割を客観的に学ぶこと、これは大変重要でありまして、その意味から、特に国際関係が緊密化、複雑化する中にあって、他の国の文化や民族について学ぶ上で宗教を切り離してはなかなか学びにくいということがございます。そういったことから、宗教に関する一般的な教養を教育上尊重するというにしましたわけでありまして、具体的に申し上げますと、主要宗教の歴史や特色、あるいは世界的な宗教の分布などを教わっていただく。

そして、情操ということとは、人間として豊かさを、人間としての厚みを増す上で非常に必要なこととございます。従来から、道徳教育の

中であって、情操について、人知を超えた存在というものに対する認識を持つこと、こういうようなことを教えることによって、あわせて豊かな情操を涵養したい、このように考えるわけでございます。

(平成18年5月26日 衆・教育特委 岩屋毅氏(自民))

○**安倍内閣総理大臣**：この宗教的な情操について、特定の宗教、宗派から離れて教えていくことはなかなか困難ではないかという議論があったことは、もうよく先生も御承知のとおりなんだろうと思います。

一方、今、亀井委員が御指摘になられましたように、人知を超えるものに対する畏敬の念を持つことによって、やはりこれは自然や、また他人に対して、社会に対して謙虚な態度を培っていくことにも私はつながっていくだろうと、このように思います。自分の能力は、これはもうすべてに勝っているんだと、何やってもいいんだという気持ちをこれはむしろ抑えていくことにつながっていくと、このように思うわけでありまして、それはまた道徳を通じて、生命や宇宙の神秘、人知を超えるものに対する畏敬の念を教えていく。一日生活が終わって感謝の気持ちを持つ。おいしいものを食べたときに感謝の気持ちを持つ、手を合わせる、そういう自然な気持ちがそういう中でも私は培われていくだろうと、このように思います。

(平成18年12月14日 参・教育特委 亀井郁夫氏(国民))

○ 「宗教的情操」の必要性についてのこれまでの政府答弁との関係如何。

○伊吹文部科学大臣：今先生がおっしゃった、人間は極めてちっぽけなものであって、自分たちの力の及ばない歴史の大きな時代の流れや、あるいは自然がつくり上げてきたものに対する畏敬の念、これは、一般論としては当然そういうことはあってよろしいと私は思います。それは、町村大臣の答弁もそういう趣旨で御答弁をなすっているんだと思います。

情操という、これはまた言葉の定義になるわけですが、一般論としてそういう話をしている中で、特定の宗教の教義を引くことによって、これは教える人の心の中が見えませんか、民主党からこの前御質問があったときにも私はそれをお答えしたんですが、教える人が特定の宗教の教義をもって情操を教えるということは憲法上禁止されているわけです。ですから、今先生がおっしゃったような、一般論を教えるということは何ら問題ではないと私は思いますし、情操という言葉をここへ書き入れた場合に、特定宗教を信仰している教師がこのことを盾にとって特定宗教の教義をもって情操を教育することを排除することのためにあえて入れなかったということだと思います。

(平成18年11月14日 参・教育特委 松原仁氏(民主))

○ 「宗教に関する一般的教養」を規定するだけでは、中教審答申から後退しているのではないか。

○小坂文部科学大臣：宗教的情操という言葉は多義的でありますので、その中には、宗教的情操を説明するためには、特定の宗教を例に引いたりその教義に基づいたりしないと説明できないというような意見もありますから、今回の基本法では、そういうことではなくて、中教審に述べられた「宗教に関する寛容の態度や知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要であり、その旨を適切に規定することが適当。」というような答申をいただきましたものですから、その一つ一つを忠実に私どもは守ってまいろうと思ったわけでございます。

第十五条の頭にあります「宗教に関する寛容の態度」というのは、「宗教に関する寛容の態度」という語句そのものを引いて規定をいたしました。そして、それに続く、「態度や知識、」と言われておりました、その「知識」の部分は「宗教に関する一般的な教養」という部分で条文で受けたわけでございます。そしてさらに、「宗教の持つ意義を」と書いてございますので、その「宗教の持つ意義を」ということを「宗教の社会生活における地位」ということであらわしたわけでございます。それで、「を尊重することが重要であり、その旨を適切に規定する」ということで、「教育上尊重されなければならない。」として第十五条の文章に受けてまいりました。

このようなことで、私どもは適切に中教審の答申を反映したものと
いうふうに考えているわけでございます。

(平成18年5月26日 衆・教育特委 斉藤鉄夫氏(公明))

○ 公立学校において行うことのできる宗教教育の範囲如何。

○小坂文部科学大臣：本法案の第十五条の第二項は、憲法の政教分離の規定を受けて、国公立学校においては、特定の宗教のための宗教教育その他の宗教的活動を禁止しているわけでございます。具体的には、国公立学校におきまして、当該行為の目的が特定宗教に関する宗教的意義を持つ行為であって、その効果が宗教に対する援助や排斥などに当たるものを禁止しているわけであります。したがって、もとより、個別具体の状況によるものではもちろんございますけれども、家庭で教えを受けた特定の宗教について学校で学びたいと児童生徒が主張したとしても、それが特定の宗教のための宗教教育に該当する場合は、許されないものと認識をいたしているわけであります。

また、この十五條の二項というのは、現行と同様に、禁止している内容は、今申し上げたような、当該行為の目的が特定宗教に関する宗教的意義を持つ行為であって云々ということで、これは、いわゆる布教活動に当たる場合は当然禁止を受けるわけですね、委員がおっしゃっているとおり。布教活動というのは、信者をふやす行為またあるいはその宗教を広めるという行為ですから、これは、当然、宗教活動に当たるわけですから禁止されるわけであります。

宗教に対する寛容の態度や一般的な教養など、宗教教育を行う際にその題材として特定の宗教を紹介することは当然あり得るわけですが、その際、布教はもとより、特定の宗教に偏った取り上げ方をすることは宗教的活動に該当するおそれが高いものと、このように解しているわけでございます。

(平成18年5月31日 衆・教育特委 末松義規氏 (民主))

○**小坂文部科学大臣**：非常勤講師のような形で、僧籍といたしますか、非常勤講師のような形で、僧籍といたしますか、端的に言えばお坊さん、あるいは神父さん、牧師さんのような方々に、学校に来て、お話を聞くということが禁止されているかということで考えれば、これは、どのような立場でどのようなお話をされるかによって個別具体的に判断すべきだと思うわけですね。〈中略〉

すなわち、朝早く起きて庭を掃くと大変すがすがしい気分になりますよというようなお話をお坊さんがされても、これは当然問題にならないわけでございます。しかし、そういう話からだんだん派生して、その宗教の教義に触れるような部分をお話しになるようなこととなりますと、それは特定の宗教の布教活動に当たるおそれがあるということにおいて慎重になされるべき、したがって、それは個別具体的な範囲内で判断されるべき事項である、このように考えております。

(平成18年5月31日 衆・教育特委 末松義規氏(民主))

○**銭谷初等中等教育局長**：一般的には、ただいまお尋ねの件に関連して申し上げますと、宗教的儀式に参加する目的ではなく、かつ児童生徒に強要せずに、歴史、文化を学ぶことを目的として神社などを訪問することは、禁止されている宗教的活動には該当しないと考えております。〈中略〉

これも一般論として申し上げるわけでございますけれども、神社や寺院、教会等を訪問した際に、学校が児童生徒に対しまして拝礼などの宗教的行為を強要するということは、許されないと思っております。

ただ、(教師や神主が)その神社等の歴史あるいはその神社の施設の文化的な説明、あるいはその神社の歴史上いろいろな事柄にかかわってきたことについて知識としてお話をするということは、許されることだと思っております。

(平成18年6月2日 衆・教育特委 土肥隆一氏(民主))

○**伊吹文部科学大臣**：これは、末松派という宗派があるかどうかは別として、どこから生まれてきたということ、人間が死んだ後どこへ行くかということについては、この宗派はこのような考えで述べている、この宗派はこのような考えで述べているということを生徒に教えるということは、構わないと思います。しかし、私はこの宗派を、末松宗を信仰しているんです、末松宗はこういう考えだからということになるとちょっと問題が出てくるということでしょうね。〈中略〉

教師が自分の人生観あるいは自分の心のあり方として、例えば…自殺について、人間が死んだらどうだよ、生きてらどうだよと言うことは、お話になることは、さっきから申し上げているように、それは私は構わないんじゃないかと言っているわけですよ。ただし、…神道の教えで私はこう思っているから、君も私の意見に従った方がいいよとかそういうことはだめだということなんですよ。

(平成18年11月1日 衆・教育特委 末松義規氏 (民主))

○**伊吹文部科学大臣**：キリスト教の教義がこういうことだという客観的な説明をすることは何ら悪いことじゃない、悪いというか禁止されることじゃないと私は思います。〈中略〉

例えば、キリスト教の教えはこういうことを教えているよと、聞かれたときに答えるということはあるって構わないと私は思いますよ。しかし、そのことから、それに価値観を持って答えるとか、キリスト教の教義はこういうことだけれども、これはこういうふうがいいものかどうか、どうだとか、そこに主観が入ってきたりするといろいろ問題があるから、小坂さんはそのときそのときのおのおのの状況によって判断すべきことだと答えているわけです。

(平成18年11月1日 衆・教育特委 末松義規氏 (民主))

○**伊吹文部科学大臣**：それは今おっしゃった（生徒による）キリスト教研究会というものがどういう活動をするかということにかかっていると思います。もちろん、キリスト教の教義あるいはキリスト教の歴史的に果たした役割、こういうことを生徒が研究をしたいということは、公立であろうとも全く可能だと思います。ただ、布教活動をするということが含まれていると、やはりやや疑義があると私は思います。

（平成18年11月1日 衆・教育特委 末松義規氏（民主））

○**伊吹文部科学大臣**：神楽というものを宗教の一部として位置づけてそれを見に行くのか、あるいは、一つの文化行事的なものとして位置づけて見に行くのか、それはその教師が、先ほど来言っている、これはもう先生が意図的にいろいろ難しい御質問を私がいただいているのはわかりますが、そしてまた、それが非常に大切なことであることもわかるんですよ、ですけれども、多くは答える方の心のあり方に関係するものですから、自分の宗教的信条を心のあり方として児童に伝えようという意図を持ってやる場合と、そうじゃない場合とを小坂答弁のように、そのときそのときの状況に合わせて慎重に判断すべきことであると言っているのは、まさにそういうことなんです。

（平成18年11月1日 衆・教育特委 末松義規氏（民主））

■ 教育行政（第16条）

○ 「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と規定した趣旨如何。「不当な支配」を残した理由如何。「国民全体に責任を負って」を削除した理由如何。

○ **小坂文部科学大臣**：現行法では、「教育は、不当な支配に服することなく、」こう規定しておりまして、教育が国民全体の意思とは言えない一部の勢力に不当に介入されることを排除して、そして教育の中立性、不偏不党性を求めておりまして、このことは今後とも重要な理念と考えております。

なお、一部の教育関係者等によりまして、現行法の第十条の規定をもって、教育行政は教育内容や方法にかかわることのできない旨の主張が展開をされてきたわけでありましたが、このことに関しましては、昭和五十一年の最高裁判決におきまして、法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為は不当な支配とはなり得ないこと、国は、必要かつ相当と認められる範囲内において、教育内容についてもこれを決定する権能を有することが明らかにされているところがございます。

今回の改正においては、最高裁判決の趣旨を踏まえまして、不当な支配に服してはならない旨の理念を掲げつつ、教育において法律に定めるところにより行われるべきと新たに規定をしたわけでございます。このことによりまして、国会において制定される法律に定めるところにより行われる教育が不当な支配に服するものではないことを明確にしたところでございます。

（平成18年5月24日 衆・教育特委 河村建夫氏（自民））

○ **伊吹文部科学大臣**：現行法の十条については、先ほど先生がおっしゃったようなこの法律を最初に昭和二十二年に出したときにいろいろな答弁が行われています。だから、国家による不当な介入その他という

ことをおっしゃったのは、私はそれで立法意図としては間違っていないと思います。そしてその後、この十条の運用について、例えば旭川の事件だとか、東京の国旗・国歌の指導を行った教育委員会の指導の在り方について司法の場へ訴えが起こされたということです。ですから、私たちが今回十六条で「不当な支配に服することなく、」ということをあえて残したのは、教育が国民全体の意思とは言えない一部の不当な勢力の介入を排し、教育の中立性、不偏不党性を求める趣旨からこれを残しているわけです。

そして、国民の意思とは何かといえ、これは日本国憲法によって明らかのように、全国民が主権を持つ、全国民が参加をして選挙によって選ばれた国権の最高機関である国会が国民の意思なんですよ。

そこで、しかしこの国民の意思の下で作られた法律あるいは学習指導要領においても不当な支配になることはあり得るんですよ。私の口からはそんなことはあり得ないとお答えしなければならないんです、文部科学大臣としては。しかし、そうだと思われる人が出てくるわけですよ。出てくることは否定できません。だから、裁判に訴えている場合に、裁判はどのような判決を最高裁が下したかといえ、不当な支配はその主体のいかんを問うところではなく、だから政府も当然ここへ入るということを司法は言っているわけです。論理的には、教育行政機関が行う行政でも、不当な支配に当たる場合があり得ると最高裁判所は判示しているが、同時に、憲法に適合する有効な他の法律の命ずるところをそのまま執行する行政機関の行為がここに言う不当な支配とはなり得ないことは明らかであるという判例を示しておられるということです。

ですから、私たちはもう不当な支配というそしりを受けないように、きゅうきゅうとして中立的な学習指導要領を作っていかなければならないというのは、これは当たり前のことなんですよ。しかし、それにおかしいと思われた人は当然司法の場で争うと。だから、その場面を明確にするように今回の十六条では国民の意思である「この法律及び他の法律の定めるところにより」ということを挿入したということです。

(平成18年12月5日 参・教育特委 神本美恵子氏 (民主))

○ 「不当な支配」の主体は何か。国や知事も不当な支配の主体となりうるのか。

○伊吹文部科学大臣：例えばこの学習指導要領によって、旭川の学力テストについての最高裁の判例をそのとおりここで読みますと、不当な支配はその主体のいかんを問うところではなく、その主体のいかんを問うところではなく、論理的には、教育行政機関が行う行政でも、国でもですよ、不当な支配に当たる場合があり得ると最高裁は判示しているが、同時に、憲法に適合する有効な他の法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為については不当な支配となり得ないことは明らかであると、こう述べているわけですよ。＜中略＞

だから、国であろうと、例えば一部の政党を陥れようとか、一部の宗教的、その考えをもって国が教育行政を行うということになれば、それは不当な支配になる可能性があるということは言っているわけですよ。ましてや都道府県知事においてはですよ、それは当然のことじゃないですか。

(平成18年11月24日 参・教育特委 福山哲郎氏 (民主))

○ **第10条（改正前）は、教育に対する国家の関与が抑制的であるべきことを求めているのではないか。また、改正後、抑制的であるべきことを示す規定があるか。**

○ **伊吹文部科学大臣**：第十条が教育に対する権力的介入、特に行政権力によるそれを警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解することは、それなりの合理性を有するけれども、このことから、教育内容に対する行政の権力的介入が一切排除されているとの結論を導き出すことは早計であり、憲法上、国は、適切な教育政策を樹立、実施する権能を有し、国会は、国の立法機関として、教育の内容及び方法についても、法律により、直接又は行政機関に授権した必要かつ合理的な規制を有する権限を有するものとしているというのが、これ判決文です。

（平成18年11月24日 参・教育特委 福山哲郎氏（民主））

○ **田中生涯学習政策局長**：まず、不当な支配に服しちゃならないということが一番初めに書かれておりますし、その次に、この法律及びその他の法律の定めるところにより行われなければならないと書かれておるところでございます。さらに、具体的な施策を推進するに当たっては、教育行政は公正かつ適正に行われなければならないということも規定しておるところでございます。

（平成18年11月24日 参・教育特委 近藤正道氏（社民））

○ **教育行政における国の責任が不明確でないか。義務教育についての最終的責任は国にあるのか。**

○**小泉内閣総理大臣**：教育の責任は、国も地方も両方、共同して役割を担っていこうということだと思います。

その中で、国がやるべきことと地方がやるべきことというのはよく協議して、これからも教育環境を整備していかなきゃならないということは、今までの補助金の改革あるいは交付税の改革、税源の移譲の問題でも、地方にもっと役割をよこせという地方側の意見と、いや、ある程度国が財源の面でも保障することが教育の責任であると盛んに議論をされたところでもあります。

お互い協力していこうということで、現在、一つの決着を見ておりますが、まだまだこの議論は続くでしょう。財源がなくても国で責任を見られると言う方と、いやいや、教育に国の責任があるというんだったらば財源は国で持つべきだという議論が国会でもなされましたし、今でも、地方と国との協議の中で行われております。お互い、国と地方が協力して責任を担っていく問題だと思っております。

(平成18年6月1日 衆・教育特委 糸川正晃氏(国民))

○**小坂文部科学大臣**：ただいま総理からお話をいただきましたように、また、委員も御指摘のように、法案の第五条では、義務教育についての国と地方の役割分担においてこれを果たす責任を負うと書いておりますし、法案第十六条では、教育行政についての国と地方の役割また責任を明確にしたつもりでございますが、さらにそれを、具体的には、委員も御紹介をいただきました学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律などでこれを受けまして、さらに明確にしているところでございます。

国は、国民の教育を受ける権利、特に無償の義務教育を受ける権利を保障するために、学校教育の基本的な仕組みを整備する責任を負っ

ているわけであります。特に義務教育については、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上、無償制という義務教育の根幹を保障する責任を負っております。また、この責任を果たすために、国は、学校教育法等の法律によりまして、基本的制度の枠組みを設定すること、全国的な基準を設定すること、さらには教育条件整備に関する財源の保障等の具体的な役割を担っております。

その上で、市町村は、小中学校を設置し、学校教育を直接実施する主体としての責任を負っているわけでありまして、都道府県は、給与負担や人事などの広域的な水準確保の責任を負い、それぞれが適切な役割分担を行いながら、地域の実情に応じた教育の実現を図っていくように、仕組みとして設計をされているわけでございます。

文部科学省といたしましては、教育の実施面では、できる限り市町村や学校の権限と責任を拡大する分権改革を進めるとともに、国が教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上をしっかりと確保する責任を果たしてまいりたい、このように考えているところでございます。

(平成18年6月1日 衆・教育特委 糸川正晃氏(国民))

- 安倍内閣総理大臣**：国民が教育を受ける権利を保障していく上において、法律によって国と地方が適切に役割を分担し、協力して教育を実施していくべきである、こう考えています。

具体的には、国は、全国的な教育制度の構築、全国的な基準の設定、教育条件の整備、地方に対して必要な指導、助言、援助を行う役割と責任を担っています。一方、地方は、地域の実情に応じて実際に教育を実施する役割と責任を担っているということでございまして、このそれぞれの役割の中でしっかりとその責任を果たしていくことが重要である、こう考えています。

この役割を分担しているということは、責任が放棄をされているということではなくて、それぞれが責任を持って役割を担っているということではないかと思えます。

(平成18年10月30日 衆・教育特委 笠浩史氏(民主))

○ 地方教育行政の在り方を見直すべきではないか。

○伊吹文部科学大臣：今回の未履修、いじめの問題に私は直面しまして、いろいろなことを感じさせられました。そして、骨太の方針の二〇〇六で、先生御承知のとおり、教育委員会の抜本的改革を行うということを決めております。

しかし、この抜本的改革ということの意味が教育委員会そのものの改革というのが一つありますね。それから、都道府県教育委員会、政令市教育委員会と政令市以外の市町村教育委員会との関係というのが一つございます。義務教育については市町村に学校の開設権があります。しかし、人事権は都道府県が握っております。そして、もう一つ大切な視点は、文部科学省というか、国とこの都道府県教育委員会との間の教育行政の筋をどう通すのかということがあります。

今の状況でございますと、私は国会でるる御答弁申し上げますが、予算権、人事権、法律の執行権が実は私にはございません。この問題も一つ考えなければいけません。私が今日御提案者の席に座っておられます西岡先生が自民党の我々の大先輩として御指導いただいたときには、義務教育の教職員はむしろ国家公務員であるべきだと、これも私一つの御見識だと思えます。

いろいろな、ここはこれから考えていかねばならないことはありますので、先ほど舩添先生に私申し上げたように、与野党の枠を超えて子供のためにどういう結果責任をだれが取らなければならないかということだけはきちっと明確に一本筋の通ったシステムに是非していきたいなと思っております。

(平成18年11月22日 参・教育特委 北岡秀二氏 (自民))

■ 教育振興基本計画（第17条）

○ 教育振興基本計画の内容及びスケジュール如何。

○**伊吹文部科学大臣**：振興計画というのは、この法律に示されている理念を実行するために具体的にどうするのか、これは中教審に、どんなことを書けばいいでしょうかということは既にお尋ねしてあります。その内容について言えば、自己実現を目指す独立した人間の形成とか、豊かな心と健やかな体を鍛える人間の形成、知の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成とか、基本法、理念法であるだけに極めて抽象的なことなんですよ。

そして、それを書いて、先ほど来言っておりますように予算その他の法律、法律も改正しなければならないところも出てくるし、そして政令、通達でもってこの振興計画を肉づけしていく。しかし、大きな基本については、これは立法府としてご不満があってはいけないから、振興計画をつくったときは必ず国会にそれを提示しなければならないという規定が入っているんですよ。ですから、立法府としてそのときに御意見があれば、当然、立法府の御意思をおっしゃっていただく機会はあると思います。

（平成18年10月31日 衆・教育特委 西村智奈美氏（民主））